

島田商工会議所会費に関する規約

(会費納入義務)

第1条 定款第17条及び第22条第2項の規定により会員並びに特別会員は毎年会費を納入する義務を負わなければならない。

会費1口の金額は、金2,000円とする。

(会費口数)

第2条

(1) 会費並びに特別会員の負担する会費の持口数は均等割個人3口、法人6口、のほか別表の基準により毎年1月1日現在の資本金額（個人及び法人で地区内に本社を有しない支店、営業所、工場等は除く）による基準口数及び従業員数による基準口数を合計した金額を年会費として納入する。

(2) 新たに加えるもののその年度の会費は次のとおりとする。

(イ) 4月1日から9月末日までに加入するものの会費は年額の全額

(ロ) 10月1日から3月末日までに加入するものの会費は年額の2分の1

(支店、営業所、工場等の扱い)

第3条 法人で地区内に本社を有しない支店、営業所、工場等は均等割及び従業員割基準口数のほか、営業規模等を勘案して決定する。

(特別会費)

第4条 議員及び役員（専務理事を除く）については一般会費のほか、次の金額による特別会費を加算納入するものとする。

(1) 会 頭 500,000円

(2) 副 会 頭 300,000円

(3) 常議員・監事 100,000円

(4) 議 員 60,000円

(会費納入期限)

第5条 会費の納期は、毎年5月とし、その年額を一括払込むものとする。但し、特別の事情があつて一括払込みができない場合は5月及び10月の2期に分納することができる。

(減免措置)

第6条 法人において営業成績が著しく不調の際は、決算公課表を参照して会費（資本金額による基準）の減免をなすことができる。

2 前項に規定するもののほか、特別な事情を有する場合は、常議員会の承認を得て会費の減免をなすことができる。

附 則 この規約は昭和60年4月1日より施行する。

附 則 この規約は平成3年4月1日より施行する。

附 則 この規約は平成7年4月1日より施行する。

附 則 この規約は平成14年4月1日より施行する。

別表 第1

資本金額による基準			
資本金額	口数	資本金額	口数
15万円未満	0	9,500万円迄	30
50万円迄	1	1億円迄	32
200 "	2	1.5 "	50
500 "	3	2 "	65
750 "	4	2.5 "	80
1,000 "	5	3 "	95
1,500 "	7	3.5 "	110
2,000 "	9	4 "	125
2,500 "	11	4.5 "	140
3,000 "	13	5 "	155
3,500 "	15	5.5 "	165
4,000 "	17	6 "	175
4,500 "	19	6.5 "	185
5,000 "	21	7 "	195
5,500 "	22	7.5 "	205
6,000 "	23	8 "	215
6,500 "	24	8.5 "	225
7,000 "	25	9 "	235
7,500 "	26	9.5 "	245
8,000 "	27	10 "	255
8,500 "	28	10億円以上	260
9,000 "	29	20 "	270以上

別表 第2

従業員数による基準					
従業員数	口数	従業員数	口数	従業員数	口数
2人以下	0	250人以上	12	950人以上	40
3人以上	1	300 "	14	1,000 "	42
20 "	2	350 "	16	1,100 "	44
30 "	3	400 "	18	1,200 "	46
50 "	4	450 "	20	1,300 "	48
		500 "	22	1,400 "	50
70 "	5	550 "	24	1,500 "	52
		600 "	26	1,600 "	54
90 "	6	650 "	28	1,700 "	56
		700 "	30	1,800 "	58
150 "	8	750 "	32	1,900 "	60
		800 "	34	2,000 "	62 以上
200 "	10	850 "	36		
		900 "	38		

1. 資本金・従業員数共毎年1月1日現在による。

2. 法人会費 = 均等割 (6口) + 資本金額による基準 + 従業員数による基準口数
または勘案口数

3. 個人会費 = 均等割 (3口) + 従業員数による基準口数